**平成２２年（フ）第１１９１号**
福岡市東区唐原７丁目10番55号
債務者　白川　潤一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２１３号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須156番地１スカイシャトレ柚須209号
債務者　栗原　利幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２３８号**
福岡市南区花畑３丁目９番18―103号
債務者　冨井　芳治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２６１号**
福岡市東区高美台４丁目29番４号
債務者　正木　俊雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２８３号**
福岡県糸島市荻浦184番地２
債務者　森　　雄作
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３３０号**
福岡県朝倉市甘木2373番地７
債務者　木本　光信
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３３１号**
福岡県朝倉市甘木2373番地７
債務者　木本　敏江
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３３９号**
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目６番12―205号アーバン田代
債務者　瀬藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３４２号**
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目４番23号
債務者　西津　和明
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３５７号**
福岡市南区三宅３丁目17番24―402号
債務者　水崎研一郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３６１号**
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目１番10号
債務者　辻川　里美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４０９号**
福岡市博多区相生町２丁目１番20号コーポ満206、住民票上の住所愛媛県宇和島市丸穂町２丁目５番９号
債務者　瀧川真一郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４１８号**
福岡県筑紫野市塔原東３丁目５番11号
債務者　久保山　尚
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４２４号**
福岡市南区那の川１丁目24番８号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４２５号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲232番地１Ｔｕｔｔｉ27―102号
債務者　眞野　泰雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４３３号**
福岡市東区香椎３丁目18番30号
債務者　浅野　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４３９号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地54
債務者　上野　憲治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１４５９号**
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目117番地ファミーユ松木Ⅱ103号
債務者　古西　美穂（旧姓力丸）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部